

# 【協会けんぽ群馬支部からのお知らせ】

【機密性1】

オンライン資格確認システムを導入した医療機関等にかかる際は

## 限度額適用認定証の準備が不要です

### システム 導入前

すべての医療機関等で医療費が高額になりそうなき、  
事前に申請し「限度額適用認定証」の準備が必要でした。

令和6年6月2日時点

県内約**94%**導入完了！

### システム導入 拡大中

**「限度額適用認定証」がなくても、  
自己負担が限度額までとなります\***

\*オンライン資格確認システムに未対応の医療機関等では  
「限度額適用認定証」を準備する必要があります。

システム導入済み  
医療機関等はコチラ



### 【医療機関等の窓口で限度額情報を利用するには・・・】

オンライン資格確認システムを導入している医療機関や薬局の窓口で、  
『限度額情報』の利用について「画面選択」か「口頭」で同意すれば、  
「限度額適用認定証」の準備が不要となります。

被保険者が低所得者(住民税非課税等)？

課税者

非課税者

被保険者が低所得者の場合は、  
「限度額適用・標準負担額減額  
認定証」の申請が必要です。

※被保険者が70歳未満で標準報酬月額  
が53万円以上の方は申請不要です。  
※被保険者が70歳以上で標準報酬月額  
が28万円以上で高齢受給者証が3割  
負担の方は申請不要です。

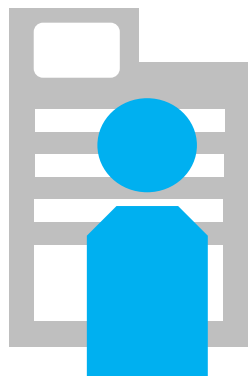
「マイナ保険証」を使用して  
「マイナンバーカードリーダー」の画面で  
「限度額情報を提供する」を選択する

または

「健康保険証」を提示して  
「オンライン資格確認システムで  
限度額情報を利用してほしい」と申し出る



使ってみよう！  
マイナ保険証



医療機関または  
薬局の窓口



患者

○医療機関または薬局の窓口で『限度額情報』を利用できる場合は、限度額適用認定申請が不要となります。

○マイナンバーが全国健康保険協会に未登録の場合等、医療機関等において資格確認ができないことがあります。  
未登録の場合は、全国健康保険協会に『マイナンバー新規(変更)登録申出書』をご提出ください。

※マイナンバーカードの紛失等によりマイナンバーが変更になった場合も改めて申出書の提出をお願いします。

○過渡期のため、医療機関等にかかる場合は、『マイナ保険証』だけではなく『健康保険証』もご持参ください。



全国健康保険協会 群馬支部

協会けんぽ

2024.6作成